



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月1日(月) 号外(第1号)

目次

	ページ
告 示	
○皆伐面積の限度(森林保全課)	2
訓 令	
○群馬県処務規程の一部を改正する訓令(人事課)	4
人事委員会規則	
○群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
病院管理規程	
○群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程(経営戦略課)	4
企業管理規程	
○群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程(総務課)	4
雑 報	
○群馬県の財政状況及び公営企業の業務状況の公表(財政課)	5

■ 告 示

◎群馬県告示第150号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項に規定する知事が許可すべき皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和8年6月1日

群馬県知事 山本 一 太

皆伐面積の限度を定める区域	保安林の種類	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
神流川	水源かん養保安林	531.36
	土砂流出防備保安林	257.65
	保健保安林	30.52
藤岡市	干害防備保安林	18.88
鐺川	水源かん養保安林	344.97
	土砂流出防備保安林	400.21
	保健保安林	4.50
富岡市	干害防備保安林	1.76
下仁田町	干害防備保安林	6.08
碓氷川	水源かん養保安林	213.12
	土砂流出防備保安林	221.17
	保健保安林	0.92
安中市	干害防備保安林	3.66
烏川	水源かん養保安林	395.50
	土砂流出防備保安林	230.95
	保健保安林	130.40
高崎市	干害防備保安林	18.07
渋川市	干害防備保安林	5.06
吾妻川	水源かん養保安林	833.47
	土砂流出防備保安林	347.32
	保健保安林	20.01
中之条町	干害防備保安林	1.22
東吾妻町	干害防備保安林	9.88
長野原町	防風保安林	0.90
嬭恋村	防風保安林	1.00

利根川上流	水源かん養保安林	812.82
	土砂流出防備保安林	56.62
	保健保安林	12.58
沼田市	干害防備保安林	1.16
川場村	干害防備保安林	5.46
みなかみ町	干害防備保安林	5.04
片品川	水源かん養保安林	1204.47
	土砂流出防備保安林	159.58
	保健保安林	17.96
赤城西南部	水源かん養保安林	144.66
	土砂流出防備保安林	98.51
	保健保安林	20.20
前橋市	防風保安林	2.18
	干害防備保安林	62.27
渡良瀬川西部	水源かん養保安林	688.22
	土砂流出防備保安林	321.02
	保健保安林	111.86
太田市	干害防備保安林	3.44
桐生市	防風保安林	0.40
	干害防備保安林	12.56
みどり市	干害防備保安林	0.48

※ 数値は、国有林及び民有林の合計値

訓 令

群馬県訓令甲第五号

群馬県処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年六月一日

群馬県知事 山本 一太

県庁
地域機関
専門機関

群馬県処務規程の一部を改正する訓令

群馬県処務規程(昭和三十九年群馬県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項の表特別休暇の項第二号及び同条第四項中「参考人」の下に「被害者参加人」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

群馬県職員の時務時間、休暇等に関する規則及び群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年六月一日

群馬県人事委員会委員長 森 田 均

群馬県人事委員会規則第十五号

群馬県職員の時務時間、休暇等に関する規則及び群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「参考人」の下に「被害者参加人」を加える。

一 群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成六年群馬県人事委員会規則第二十一号)第十二条第一項第二号

二 群馬県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和二年群馬県人事委員会規則第六号)第十二条第一項第二号

附則

この規則は、公布の日から施行する。

病院管理規程

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年六月一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院管理規程第八号

群馬県病院局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県病院局職務権限規程(平成十五年群馬県病院管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第六特別休暇の項第二号中「参考人」の下に「被害者参加人」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

企業管理規程

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和八年六月一日

群馬県企業管理者 成 田 正 士

群馬県企業管理規程第八号

群馬県企業局職務権限規程の一部を改正する規程

群馬県企業局職務権限規程(昭和五十年群馬県企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第十特別休暇の項中「参考人」の下に「被害者参加人」を加える。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

■ 雑 報

群馬県財政状況等の公表に関する条例(昭和39年群馬県条例第26号)に基づき、群馬県の財政状況及び公営企業の業務状況を別冊のとおり公表します。

令和8年6月1日

群馬県知事 山本 一 太

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111